

会議録

会議の名称	平成26年度第4回行財政改革推進委員会
開催日時	平成26年11月7日（金曜日） 午前9時から11時30分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長、田久副委員長（途中退席）、上野淳委員（途中退席）、鈴木文彦委員、中村良二委員、田中巖委員 牧野美佐子委員 事務局：池田企画部長、飯島企画部参与、小関企画政策課長、柴原財政課長、南企画部主幹、近藤企画政策課主査、高橋企画政策課主査、海老澤企画政策課主査 坂庭企画政策課主任 欠席委員：田中紀子委員
議題	1 委員長及び副委員長の選出 2 委員会の運営方法 3 公共施設の適正配置について 4 事務事業評価パブリックコメントについて 5 事務事業評価外部評価について 6 平成25年度決算の概要について 7 その他
会議資料の名称	資料1 行財政改革推進委員会委員名簿 資料2 行財政改革推進委員会事務局名簿 資料3 委員会の運営方法について 資料4 公共施設を取り巻く現状について 資料5 公共施設の適正配置・有効活用等の概要について 資料6 公共施設等総合管理計画について 資料7 平成26年度事務事業評価（中間結果）パブリックコメントの概要について 資料8 事務事業評価（外部評価）実施概要について 資料9 西東京市財政白書（平成25年度決算版）
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(開会) (市長より各委員に委嘱状を交付)</p> <p>議題1 委員長及び副委員長の選出</p> <p>○市長： 議題1「委員長及び副委員長の選出」を行います。 本委員会条例第5条の規定により、委員長は委員の互選により定めることとなります。どなたか立候補又は推薦される方いらっしゃいますか。</p> <p>○原田委員： これまでも委員長をなされ、国、自治体での様々な審議会等で貢献があり、経験豊富な横道委員を推薦いたします。</p>	

○委員：

(異議なし)

○市長：

ご異議なしということで、横道委員に委員長をお願いします。

○横道委員長：

次に、副委員長の選出を行います。こちらも委員の互選により行うこととなっています。どなたか立候補や推薦等ございますでしょうか。

○鈴木委員：

原田委員を推薦いたします。原田委員は地方行財政、特に行政学の碩学であられるとともに西東京市に在住であるということから、適任ではないかと考えます。

○委員：

(異議なし)

○横道委員長：

それでは、原田委員に副委員長をお願いしたいと思います。

議題2 委員会の運営方法

○横道委員長：

委員会の運営方法について、事務局から説明をお願いします。

○事務局：

(資料3に沿って説明)

○横道委員長：

ただいまの事務局説明にありましたが、市民参加条例第8条の規定により、例えば個人情報などの不開示情報を審議する場合や、公開することで円滑な審議に支障がある場合以外は、原則公開ということによろしいでしょうか。

○委員：

(異議なし)

○横道委員長：

傍聴につきましては、現行の傍聴要領の定めるところにより実施することによろしいでしょうか。

○委員：

(異議なし)

○横道委員長：

会議録の記述内容は、「全文記録」、「発言内容ごとの要点記録」、「会議内容の要点記録」の3方法があります。議論の内容やその結果が判る会議録であればよいという観点から、要点記録とすることが多いです。

○事務局：

当委員会ではこれまで、発言者ごとの要点記録を公開しております。

○横道委員長：

会議録の記述内容については、これまで「発言者ごとの要点記録」で作成しているのですが、議論の流れも把握できるので、この方法が良いと思います。

発言者名も公開した上で、「発言者ごとの要点記録」とすること、および会議録作成のため、会議の発言を録音させていただくことにご異議ございませんか。

○委員：

(異議なし)

○事務局：

会議録は、市のホームページや田無庁舎及び保谷庁舎にございます情報公開コーナーにて公開され、広く市民が閲覧できるようになっております。

○田中（巖）委員：

ホームページでは現在、第2回会議録までを公開されていますが、第3回会議録はいつ頃公開されるのですか。

○横道委員長：

会議録については速やかに公開となりますが、事務局で作成手順に従って作成した会議録の案を、次の会議までに委員に配付して内容を確認してもらい、確定後公開することになっています。

○事務局：

第3回会議録は、事務事業評価の外部評価について様々なご意見を頂いた関係で、発言内容の確認等に時間を頂いております。内容の確認が済み次第公開いたします。

議題3 公共施設の適正配置について

○横道委員長：

市が行財政改革の主要取組項目として推進する、公共施設の適正配置に関する基本的な考え方などについて事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料4に沿って説明)

○横道委員長：

今の事務局の説明について何かご質問等ございますか。

○上野委員：

1点目として、小中学校が公共施設の全体の延べ床面積のうち60%を占めるということですが、耐震補強は全て終了しているのかどうかを教えてください。

2点目は、30から40年が経過しても20年ごとに校舎の改修をして長寿命化を図ることができますが、大規模改造の有無によって健全であるストックと、老朽化したストックとに分類する必要があると考えます。そのような把握がなされているか教えてください。また、それらをまとめた資料があれば提供してください。

○事務局：

1点目の小中学校校舎・体育館の耐震化は完了しています。

2点目の大規模改造ですが、昨年度建替え・長寿命化及び大規模改造等事業計画を策定し、今後定期的に大規模な改修を実施して長寿命化を図るなどし、一定の耐用年数である50年という節目への対応を整理しました。それに基づいて今後取組を進めていくという考え方です。

○横道委員長：

公共施設に占める小中学校の割合が大きいのが特徴のようです。

○田中（巖）委員：

将来人口が市域全体として推計されていますが、公共施設の適正配置を検討するには、一定の地域ごとの将来人口も必要と考えます。資料に示されている以外に、一定の地域に区切られた人口推計のデータはありますか。

○事務局：

資料のグラフについては全国の人口推計と本市の人口推計を比較していただくために、国立社会保障・人口問題研究所のデータをもとに作成しました。西東京市が独自に推計した資料では町丁目単位の推計データがありますが、平成40年までという短い期間の推計であるため、50年という長期間の視点で考える公共施設の適正配置にそのまま使用するには課題があると考えています。そのためご指摘の件については今後の検討が必要と考えています。

○横道委員長：

合併をする時点では、小学校の統廃合が可能と考えていたものが、人口が急増して逆に校舎を増築しなくてはならなくなったという事例もありました。

○上野委員：

地理的に部分的な児童・生徒数の減少により空き教室が発生する場合や将来余裕が発生するような場合について、そのストックの総量をそのまま維持していくのか、抑制するのか、あるいはゆとりのある空き教室をまとめて、子育て支援施設や障害者支援施設等に転用していくのか。そのような視点も重要であると思います。

このような視点について、先ほど事務局から説明のあった建替え・長寿命化及び大規模改造等事業計画には掲載されているのでしょうか。

○事務局：

公共施設全体で考えたときは、ご指摘のような視点が必要と考えます。国が策定を求めている公共施設等総合管理計画の中でも取り組まなければならない視点であると考えますので、皆様からご意見を頂きたいと思えます。

○横道委員長：

合築・複合化など、1つの有効活用であるという視点から今後も議論していきたいと思えます。

○事務局： 《資料5・6について説明》

○原田委員：

公共施設関係のこうした議論の中で、公共施設の属性に基づき量を見るという視点もありますが、面として見た場合に、都市計画との整合をどのように図っていくのでしょうか。例えば都市計画道路の開通により特定の施設への所要時間が大幅に短くなるといった変化は当然あり得ることです。そのような都市計画による面的な配置状況の変化をこの計画でどのようにカバーしていこうとお考えですか。

○事務局：

現在の計画は公共施設全般の計画ですが、公共施設の適正配置等に関する基本計画の中では、ご指摘の件については直接的な記述はありません。しかし、まちづくりの視点で施設を地域のなかにどう配置していくのかは当然考慮すべきと考えます。どこまで加筆できるかは、今後ご意見をいただきながら、検討させていただきたいと思えます。

○原田委員：

東大の農場付近は大幅に地域の様子が変わる可能性がありうると考えます。

○鈴木委員：

今後の検討で取り入れていただきたい1点目が人口の把握です。年齢別に20歳未満、20歳～55歳、55歳～65歳、65歳～75歳、75歳以上と区分するとライフスタイルが捉えられます。理由は20歳から1人暮らしを始め、30歳から55歳までがファミリー層で3人暮らしが多い。65歳以上になると入院する確率が増加します。75歳以上になると要介護の人、2人暮らしが増加してきます。これらを分析することにより、どの場所にどのような施設が必要かというニーズを把握できます。マーケティングでは所得と年齢と場所を使用し、年齢と場所は国勢調査の町字別のデータを利用できるので、そういった視点で分析すると良いと思えます。

2点目が、戦略を考える時には基本的にその重要性、緊急性の2軸で考えますが、この公共施設の適正配置は主に老朽化の視点で捉えられています。老朽化は緊急性の視点であり、今後人口構成、年齢構成の変化に伴い、住民ニーズが変化することが予想される状況において、重要性の視点を外さないようにしていただきたいと思えます。

○事務局：

老朽化という課題については、将来を見据え、質的・量的の両側面から捉え、施設の重要性や存在意義も含めて検討していきます。

○鈴木委員：

重要性や緊急性の格付けをして優先順位を並べ、財政の許す範囲で事業化を決めるという手法を実施している自治体もあります。公共施設の格付けをして、上位から順番に取り組む革新的な方法も検討に値すると思います。

○横道委員長：

事務局の説明は、いわゆる箱モノといわれる建物の関係でしたが、鈴木委員のご指摘には、道路や橋梁、下水道などインフラに対するご指摘も含れると思います。これらは分けて計画されるのですか。

○事務局：

ご指摘のとおりです。

○田中（巖）委員：

庁舎について今年度中の統合方針の決定を目指すと記載されていますが、統合方針はまだ決定されていない状況で、今年度特定目的基金の庁舎整備基金を設置したのは問題だと思います。統合庁舎整備という目的に対して議会の同意を得た場合や、統合庁舎整備の予算が議会に認められたといった根拠に基づき庁舎整備基金は設置されるべきで、方針の決定を目指すという状況であれば財政調整基金の一定の資金を、庁舎整備のために確保するという名目で積立てを行うというやり方までが許容範囲ではないでしょうか。庁舎整備基金設置の目的である方針が決まらない中で、特定目的基金を設置するのは、財政資金管理上は乱暴な手法と考えます。

○事務局：

全体として基金管理は重要な課題であると認識しています。2庁舎体制は合併以降の大きな課題であり、いわゆる積み残し課題として庁舎統合に取り組んでいます。今回決定を目指す庁舎統合方針は、統合の具体的なあり方をどうするかという意味合いが強いもので、市としては市長を先頭に統合が必要と考えています。庁舎整備には多額の財源が必要です。各団体の事例を見ても、庁舎整備基金を短期間で積み立てることは難しいと考えます。これらのことを踏まえ、庁舎整備基金は将来的にいずれ必要となることから、庁舎統合方針に先行して基金を設置しました。また、財政状況を踏まえると、庁舎整備基金を積極的に積み立てていくことは難しいことから、決算剰余金や、今後発生する余剰地の売払いなどを活用していく積立ての考え方をご説明し、庁舎整備基金条例を議会にご審議頂き、お認め頂きました。

○横道委員長：

保谷庁舎は老朽化し、耐用年数まであと数年という状況で、具体的に新庁舎の整備を考える際に、その具体像を庁舎統合方針として示すということです。庁舎に対してなんらかの投資をしなくてはならないという方針は合意を得ていて、市長も議会も認めて今年度基金を設置したものと理解しています。合併した時期から考えると少し遅すぎたと

言えるかも知れませんが、それは財政状況が厳しかったという面もあると思います。

○事務局：

整備が決定したときに、資金的な手当てが間に合わないといったことが想定されることから、厳しい財政状況を踏まえ早期に資金を準備するため、基金を設置しました。

○横道委員長：

財政状況については後程の決算状況の項目でも説明してください。

「上野委員途中退席」

議題4 事務事業評価パブリックコメントについて

議題5 事務事業評価外部評価について

○横道委員長：

次の議題4、平成26年度事務事業評価におけるパブリックコメントについてと、議題5、事務事業評価外部評価については関連があるので、まとめて事務局より説明をお願いします。

○事務局：

(資料7・8について説明)

○横道委員長：

当委員会の役割として、行革本部が司令塔となり実施する行革のうち、事務事業評価を外部の視点から当委員会として4つの事業を評価して意見を申し述べます。一方でパブリックコメントや市民説明会を活用して意見を提出してもらうことで集まった意見もあり、それらをまとめたものがこの資料7・8です。これらを踏まえて行革本部として最終評価をしますという説明でした。

前回までの委員で評価した4つの事業については、当委員会の意見のとおり評価されていると思います。

○田中（巖）委員：

2点確認させてください。事務局の説明によると、外部評価の評価基準は、効果性、効率性が判断指標に占める割合が大きいと思います。第三者による評価の場合、一般的には合法性や正当性も評価基準に組み入れ、外部評価委員に法律家を加えて合法性や正当性の視点から指摘を受けられるようにすることが多いと思います。今回の外部評価を行った当委員会の学識経験者の専門分野からは法律家の方がいらっしゃるように思えません。そこで質問ですが、事務事業評価の外部評価というのは、当委員会以外の別の組織でも行っているか否かについて確認したいのが1点。

もう1点は資料7のパブリックコメントを事前に通読して、一番強く感じたのはこの多くのパブリックコメントを要約し、意見を回答する事務局の負担の大きさです。内容では特に6-2-1保育所市補助金についての意見・回答を見て納得しながらも、労働政策の専門家である中村委員にお伺いしたいことがあります。民間委託が市の方針となっていることへの疑問、異論の意見が出された回答として、民間委託により経費負担のメリッ

トを得ながらもサービス内容は低下させないとしています。これは保育士さんが一生懸命働くことによりサービスは低下させず、一方で、職員人件費を低く抑え、長時間労働、非正規職員の採用など、民間保育所職員の労働条件の悪化を前提として経費負担の節減を行っているという懸念が一般的にあります。それについてご意見をお聞きしたい。

○中村委員：

田中（巖）委員が意見で申し述べられた内容は、国全体で考えるべき問題であろうかと思えます。民間委託の場合、基本的に労働条件を下げるからそれが全体の費用削減に直結しているという構図になっているとは思われません。民間委託が必要となった時に、公的な施設も含めた全体で、果たして保育関連の国基準が適正なのか否かということも含めて議論を進めていくべき問題だと思えます。

○横道委員長：

田中（巖）委員の最初のご指摘ですが、当委員会には弁護士はいませんが、私も原田副委員長も法学部の出身です。私は国の役人として制度も作って参りましたから、合法か違法か程度の判断はできると思えます。

それから、事務事業評価における第三者による評価は当委員会でのみ行っています。

○原田委員：

一般的な記述として資料8の最後に記載されていますが、補助率の設定がなく定額補助となっていることは当然問題ですが、それとあわせて私が申し述べたのは、新規参入を前提としたオープンな制度であるべきと指摘したと思えます。定額補助かどうかは要綱の確認で行うことができますが、補助制度が既得権者以外にもオープンなものとなっているかについて、確認が必要です。

○事務局：

原田委員からは昨年度、障害者団体に対する補助制度を評価していただいた際にも、同様のご意見をいただいております。今年度の事務事業評価のフォローアップにおいてはご意見を踏まえた対応を行い、新たな団体が参入できるよう調整を行っております。

また今年度評価頂いた、どんど焼き実行委員会補助事業についても、他の伝統文化について対象としていないという課題が提示されましたので、行革本部評価の中でも他の伝統文化に対する振興策を検討するよう記述しています。

「原田副委員長途中退席」

議題6 平成25年度の決算の概要について

○横道委員長：

平成25年度の決算の概要について、事務局より説明をお願いします。

○事務局：

（資料9について説明）

○横道委員長：

市債現在高倍率ですが、第3次行革の指標のページと第4次行革の指標のページでは分子が違うのではないですか。

○事務局：

この違いは臨時財政対策債を含んでいるのか、含んでいないのかの違いとなっており、3次行革と4次行革ではまったくベースが異なります。並べてみると違和感があるのは否めません。記述が分かりにくく、申し訳ありません。

○中村委員：

下水道事業の経費回収率ですが、他団体と比較して率に相当の開きがありますが、西東京市に特有な事情のようなものはあるのでしょうか。

○事務局：

経費回収率については継続して最下位に近い水準です。

○横道委員長：

合併時の負担は低い方にあわせたという経緯があり、それを徐々に元に戻しているというところがあります。

○鈴木委員：

経常収支比率の視点を変えた考え方、臨時財政対策債を除いた場合という項目が設けられていますが、非常に分かりやすく素晴らしい考え方で全国的にも誇れる事例だと思います。特に財政白書の後段に掲載された新地方公会計のバランスシートでは、臨時財政対策債を負債と捉えています。これを負債と捉えない場合は貸借対照表が合わなくなってしまう。今後の新公会計制度では臨時財政対策債は市債であるという説が有力になると思いますが、それを先取りした考え方だと思います。また新しい指標については民間企業でも使用する指標である債務償還可能年数を採用しています。これは銀行が貸付先の格付けに使用し、健全な貸付先か、要注意の貸付先かなどを判断するのに使用するため、西東京市の状況を把握するのに良いものです。さらに経常収支比率においても、臨時財政対策債を借入とした場合には西東京市は赤字であるけれども、臨時財政対策債を借入としない場合には黒字に転換するといったことが端的に把握でき、非常に先駆的で分かりやすいと思います。

○田中（巖）委員：

財政白書を出し始めてから10年ほど経過し、内容も分かりやすくなっていると思います。それを踏まえて3点程指摘したいと思います。

1点目は市の財政を家計に例えています。国の場合は移転財源がないため、特に借金の大さを現すため有用な方法だと思いますが、市の場合には不適切と考えます。財政白書では地方交付税や国庫支出金を実家からの仕送りとして表現していますが、これらは、この地域に住む市民や法人が納めた国税が、他の地域などに配分されながら、一部が戻ってくる性格だと私は認識しています。それを家族からの仕送りとして表記するとあたかも西東京市が国に依存しているような印象を受けますので、いったん国庫に納付され

たものが財源として移転されてきたという表現にすると適切な表現になると思います。

2点目は1点目にも関連しますが1960年代、70年代には国庫補助金に対する地方の超過負担という問題を指摘し、その改善を求めていた時期があります。そのような国庫支出金の不適切さなどを指摘するような資料を掲載して欲しいと思います。それから財政経営の理念として自立的な経営を目標として強く述べられていますが、国の指示どおりに財政運営を行うのではなく、自ら律し自らの判断で支出収入を得るという視点はあるべきと思いますが、自立というあたかも地方交付税や国庫支出金に依存しないような財政構造というニュアンスになるので適切ではないと思います。国が負担すべきものは当然国に負担してもらわなければならないと考えます。

3点目は、この財政白書では公債費を除き過去及び現状を分析していますが、行財政改革の視点からは今後の財政収支の見通しを踏まえて検討すべきで、他の費目についても3か年から5か年の実行計画等に基づく数値を掲載し、その上で行財政改革大綱に掲げた指標の持つ意味などについて研究すべきと思います。

○横道委員長：

1点目については、地方全体で地方税財源の拡充といった視点での議論になると思います。実家からの仕送りという表現が適切かどうかは保留しても、市の財政を預かるものとしては、市が自分たちで確保できる財源と、自分たちに決定権のない外から来る財源は分けて考えたいというのは理解できます。しかし、生活保護費のように国地方負担区分論で検討された、制度上事業を実施すれば費用の1/2ないし1/3が必ず収入される国からの支出金と、その他の臨時財政対策債や普通交付税などの国からの支出金等を分けるという考え方は、1つの観点だと思います。この整理の仕方は難しいことかもしれませんが、今後検討してみても良いのではないかと思います。

○牧野委員：

田中（巖）委員のご指摘もよく分りますが、私たちからすると、実家からの仕送りという平易な記述は、財源が外から来るという意味でとても分かりやすい表現だと思います。

○横道委員長：

昔は超過負担の問題はよく話題に上りましたが、今はどのくらいあるのですか。

○事務局：

現在は超過負担の調査をしていません。昭和60年頃に国が1/2を超える工事の国負担を見直し、その段階では議会の求めに応じて影響額をまとめていました。また不足額の方は起債で対応しておりました。その後、暫くの間は議会に影響額を提出していましたが、交付金化が進むなかで超過負担という言葉を使わなくなりました。また、交付金化された上に、補助制度自体が三位一体の改革により大きく変容しています。

○横道委員長：

ご指摘の3点目ですが、非常に将来を見通しにくいなかで3か年の財政フレームを作成しますが、決算にあわせて3か年から5か年程度を記載するというのは誤解を招く恐れが高いと思います。決算は確定した数値であり、現状を示すことに意味があります。

○鈴木委員：

将来予測には、成り行き予測と目標を踏まえた将来像という2つの未来像があります。それを混同して公表すると、対策なしを仮定して作成する成り行き予測を現実にある将来像と市民が誤解してしまうこともあるので、財政白書に掲載するのであれば相当の注意が必要です。

○事務局：

財政白書については、極力客観的な記述を心がけ、議論の素材という視点で作成しています。市がどのように考えているかは当然議論の中で必要と思いますが、ここに将来の数字を入れ込むべきというご指摘であれば、基礎的な資料としては他に実施計画等がございますので、そちらに将来に対する市の考え方を表す方法もあります。分量的な観点からも、財政白書の性格上基本的なものに限りたいと考えています。

○田中（巖）委員：

最初の頃の財政白書では記述がなかった行財政改革について、現在ではそれなりに詳しく記載されているので、行財政改革について記述するのであれば、市が公式に作成している将来の見通しを掲載しても良いのではないかと考えました。逆に言えば、財政白書の中で行財政改革を記述する必要がないのではないかという印象を持ちました。

○横道委員長：

ご指摘の件については今後事務局に検討して頂きたいと思います。

議題7 その他

○横道委員長：

その他について事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回は12月19日（金曜日）午前9時から田無庁舎3階庁議室で開催します。

○横道委員長：

それでは、以上をもちまして本日の会議は終了します。ありがとうございました。